

業務規程新旧対照表

変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改定後	現行	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 業務規程等 この規程および業務規程細則をいう。</p> <p>二 銀行営業日 銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日を除く日をいう。</p> <p>三 債権者 債権記録にでんさいの債権者として記録されている者をいう。</p> <p>四 債権者利用限定特約 自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない旨約することをいう。</p> <p>五 債務者 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされている場合には、当該変更記録を含む。以下同じ。）に債務者として記録されている者をいう。</p> <p>六 債務者利用停止措置 特定の利用者を債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録の請求を停止する措置をいう。</p> <p>七 参加金融機関 当会社との間で電子債権記録業に係る業務委託契約を締結した金融機関をいう。</p> <p>八 支払不能処分制度 当会社が運営する第47条の規定による通知および第48条の規定による通知に係る制度をいう。</p> <p>九 支払不能でんさい 支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった（支払期日の3銀行営業日前の日までに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除く。）でんさいをいう。</p> <p>十 譲渡保証記録 債権者が譲渡記録の請求をする場合に併せて請求する保証記録であって、当該債権者が電子記録保証人となり発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 業務規程等 この規程および業務規程細則をいう。</p> <p>二 銀行営業日 銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する銀行の休日を除く日をいう。</p> <p>三 債権者 債権記録にでんさいの債権者として記録されている者をいう。</p> <p>四 債権者利用限定特約 自らを債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録を請求しない旨約することをいう。</p> <p>五 債務者 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされている場合には、当該変更記録を含む。以下同じ。）に債務者として記録されている者をいう。</p> <p>六 債務者利用停止措置 特定の利用者を債務者とする発生記録および電子記録保証人とする単独保証記録の請求を停止する措置をいう。</p> <p>七 参加金融機関 当会社との間で電子債権記録業に係る業務委託契約を締結した金融機関をいう。</p> <p>八 支払不能処分制度 当会社が運営する第47条の規定による通知および第48条の規定による通知に係る制度をいう。</p> <p>九 支払不能でんさい 支払期日に口座間送金決済による支払がされなかった（支払期日の3銀行営業日前の日までに支払等記録がされた場合または強制執行等の記録がされた場合を除く。）でんさいをいう。</p> <p>十 譲渡保証記録 債権者が譲渡記録の請求をする場合に併せて請求する保証記録であって、当該債権者が電子記録保証人となり発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。</p>	<p>・（規程第2条第28号）用語の追加</p>

十一 相続人等 個人である利用者の死亡により、当該利用者の地位を承継した相続人その他一般承継人をいう。

十二 単独保証記録 譲渡保証記録以外の保証記録であって、発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。

十三 でんさい 当社が取り扱う電子記録債権をいう。

十四 でんさいネットシステム 当社が直接運営および管理を行う電子債権記録業の実施に係るシステムとして業務規程細則で定める業務を行うコンピュータシステムをいう。

十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に規定する取引時確認および当社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。

十六 取引停止処分 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。

十七 保証人等 でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。

十八 保証利用限定特約 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあつては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。

十九 窓口金融機関 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。

二十 利用契約 当社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。

二十一 利用者 当社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。

二十二 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当社所定の情報が記録されるデータベースをいう。

二十三 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録す

十一 相続人等 個人である利用者の死亡により、当該利用者の地位を承継した相続人その他一般承継人をいう。

十二 単独保証記録 譲渡保証記録以外の保証記録であって、発生記録における債務者の債務を主たる債務とするものをいう。

十三 でんさい 当社が取り扱う電子記録債権をいう。

十四 でんさいネットシステム 当社が直接運営および管理を行う電子債権記録業の実施に係るシステムとして業務規程細則で定める業務を行うコンピュータシステムをいう。

十五 取引時確認その他本人確認 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第4条第6項に規定する取引時確認および当社または窓口金融機関に対する請求または届出等について、当社または窓口金融機関が定める方法で、請求または届出等をした者が本人であることを確認することをいう。

十六 取引停止処分 第48条の規定による通知に係る支払不能でんさいの債務者に対し、債務者利用停止措置をすることをいう。

十七 保証人等 でんさいについて民事上の保証債務を履行した民事上の保証人およびでんさいを被担保債権とする担保権が実行された場合における物上保証人をいう。

十八 保証利用限定特約 自らを電子記録保証人とする保証記録、支払等記録および変更記録（保証人等にあつては支払等記録および変更記録）以外の電子記録を請求しない旨約することをいう。

十九 窓口金融機関 特定の利用者が利用契約を締結した場合において、当該利用契約の当事者である参加金融機関をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結している場合においては、各利用契約の当事者である参加金融機関をいう。

二十 利用契約 当社を電子債権記録機関とするでんさいの利用に関する契約をいう。

二十一 利用者 当社および窓口金融機関との間で利用契約を締結した者をいう。

二十二 利用者データベース 利用者の管理に当たって必要な利用者登録事項その他当社所定の情報が記録されるデータベースをいう。

二十三 利用者登録 利用者に係る利用者登録事項を利用者データベースに記録す

<p>ることをいう。</p> <p>二十四 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。</p> <p>二十五 利用者番号 当社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。</p> <p>二十六 提携記録機関 当社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。</p> <p>二十七 特定記録機関変更記録 提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。</p> <p><u>二十八 でんさいライト 当社が直接運営および管理を行う、電子記録の請求および開示のためのインターネット・サービスをいう。</u></p>	<p>ることをいう。</p> <p>二十四 利用者登録事項 利用者登録に当たって、利用者データベースに記録されるべき事項として業務規程細則で定める事項をいう。</p> <p>二十五 利用者番号 当社が、利用者を特定するために採番する番号をいう。なお、利用者が複数の利用契約を締結した場合であっても、利用者番号は一つとする。</p> <p>二十六 提携記録機関 当社との間で記録機関変更記録に係る提携契約を締結した電子債権記録機関をいう。</p> <p>二十七 特定記録機関変更記録 提携記録機関を変更前電子債権記録機関、当社を変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいう。</p>	
<p>第4章 利用者</p> <p>第1節 総則</p> <p>(当社の利用)</p> <p>第11条 当社の利用は、業務規程細則で定める場合を除き、利用者でなければすることができない。</p> <p>2 利用者は、<u>次に掲げるいずれかの方法により、当社を利用しなければならない。ただし、第28条第1項または第2項に該当する場合は、当該各項の定めるところによる。</u></p> <p>一 <u>窓口金融機関が定めるところにより窓口金融機関を通じて利用する方法</u></p> <p>二 <u>でんさいライトにより利用する方法</u></p> <p>3 <u>利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、前項の利用方法を変更することができる。</u></p> <p>4 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当社を利用することができない。</p> <p>5 利用者は、自らの判断と責任において当社を利用するものとする。</p> <p>6 利用者が第4項の規定に反して当社を利用したことにより他の利用者、当社ま</p>	<p>第4章 利用者</p> <p>第1節 総則</p> <p>(当社の利用)</p> <p>第11条 当社の利用は、業務規程細則で定める場合を除き、利用者でなければすることができない。</p> <p>2 利用者は、第28条第1項に規定する場合を除き、窓口金融機関が定めるところにより、当該窓口金融機関を通じて、当社を利用しなければならない。</p> <p>3 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当社を利用することができない。</p> <p>4 利用者は、自らの判断と責任において当社を利用するものとする。</p> <p>5 利用者が第3項の規定に反して当社を利用したことにより他の利用者、当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。</p>	<p>・（規程第11条第2項）でんさいライトの利用契約の場合、記録請求、通常開示のうち最新債権情報開示、残高証明書の定例発行の受付は、当社が直接受け付けることを反映。</p> <p>・（規程第11条第3項）間接アクセス方式-でんさいライト間のチャネル移行に係る規定を追加。</p>

<p>たは参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。</p> <p>第2節 利用契約 (利用契約の締結要件)</p> <p>第12条 利用者は、次に掲げる要件の全部を満たす者でなければならない。</p> <p>一 法人、国および地方公共団体または消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2項に規定する事業者である個人であること</p> <p>二 日本国居住者であること</p> <p>三 参加金融機関に業務規程細則で定める種別の決済用の預金口座または貯金口座を開設していること</p> <p>四 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しない、および次のいずれかに該当しないこと</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>五 自らまたは第三者を利用して、過去に当会社または参加金融機関に次のいずれかに該当する行為をした者でないこと</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会社の信用を毀損し、または</p>	<p>第2節 利用契約 (利用契約の締結要件)</p> <p>第12条 利用者は、次に掲げる要件の全部を満たす者でなければならない。</p> <p>一 法人、国および地方公共団体または消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第2項に規定する事業者である個人であること</p> <p>二 日本国居住者であること</p> <p>三 参加金融機関に業務規程細則で定める種別の決済用の預金口座または貯金口座を開設していること</p> <p>四 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しない、および次のいずれかに該当しないこと</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</p> <p>③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</p> <p>④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</p> <p>⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p> <p>五 自らまたは第三者を利用して、過去に当会社または参加金融機関に次のいずれかに該当する行為をした者でないこと</p> <p>① 暴力的な要求行為</p> <p>② 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当会社の信用を毀損し、または</p>	<p>・（規程第12条第3項第3号）でんさいライトの利用契約については、保証利用限定特約を付すことができないことを踏まえ追加。</p>
--	---	---

<p>当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他①から④までに掲げる行為に準ずる行為</p> <p>六 第1号の事業者である個人である場合には行為能力を制限されていないこと</p> <p>七 でんさいに係る債務の支払能力を有していること</p> <p>2 債権者利用限定特約を締結する利用者は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第6号までに掲げる要件の全部を満たせば足りる。</p> <p>3 保証利用限定特約を締結する利用者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。</p> <p>一 第1項第2号から第6号までに掲げる要件の全部を満たすこと</p> <p>二 消費者契約法第2条第2項に規定する事業者に準ずる個人（事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。）または保証人等であること</p> <p><u>三 でんさいライトの利用契約でないこと</u></p> <p><u>四 参加金融機関が認めた者であること</u></p> <p>4 参加金融機関は、前三項に規定する要件に加えて、自らを窓口金融機関とする利用契約（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を含む。）の締結要件を別に定めることができる。</p>	<p>当社の業務を妨害する行為</p> <p>⑤ その他①から④までに掲げる行為に準ずる行為</p> <p>六 第1号の事業者である個人である場合には行為能力を制限されていないこと</p> <p>七 でんさいに係る債務の支払能力を有していること</p> <p>2 債権者利用限定特約を締結する利用者は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第6号までに掲げる要件の全部を満たせば足りる。</p> <p>3 保証利用限定特約を締結する利用者は、第1項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全部を満たせば足りる。</p> <p>一 第1項第2号から第6号までに掲げる要件の全部を満たすこと</p> <p>二 消費者契約法第2条第2項に規定する事業者に準ずる個人（事業のために電子記録保証人となろうとする者に限る。）または保証人等であること</p> <p>三 参加金融機関が認めた者であること</p> <p>4 参加金融機関は、前三項に規定する要件に加えて、自らを窓口金融機関とする利用契約（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を含む。）の締結要件を別に定めることができる。</p>	
<p>(利用申込)</p> <p>第13条 利用者になろうとする者は、参加金融機関が定めるところにより、業務規程等の内容を承認のうえ、参加金融機関に対し、利用の申込をしなければならない。</p> <p>2 参加金融機関は、前項の申込を受け付けた場合には、所定の審査を行う。</p> <p>3 前項の審査の結果、当社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、<u>でんさいライトの利用契約の場合は当社が、それ以外の場合は参加金融機関が、</u>申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。</p> <p>4 利用契約は、前項の通知に記載された利用開始日に、その効力を生ずる。</p> <p>5 利用者（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結した利用者を除く。）は、前項の利用契約の締結をもって、当社および窓口金融機関の間で法第62条第1項に規定する口座間送金決済に関する契約を締結したものとする。</p>	<p>(利用申込)</p> <p>第13条 利用者になろうとする者は、参加金融機関が定めるところにより、業務規程等の内容を承認のうえ、参加金融機関に対し、利用の申込をしなければならない。</p> <p>2 参加金融機関は、前項の申込を受け付けた場合には、所定の審査を行う。</p> <p>3 前項の審査の結果、当社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。</p> <p>4 利用契約は、前項の通知に記載された利用開始日に、その効力を生ずる。</p> <p>5 利用者（債権者利用限定特約または保証利用限定特約を締結した利用者を除く。）は、前項の利用契約の締結をもって、当社および窓口金融機関の間で法第62条第1項に規定する口座間送金決済に関する契約を締結したものとする。</p> <p>6 参加金融機関は、第2項の審査の結果、当社および参加金融機関が申込者との間</p>	<p>・（規程第13条第3項）でんさいライトの利用契約に関しては当社から利用開始通知を発送することを反映。</p>

<p>6 参加金融機関は、第2項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結しないこととする場合には、申込者に対し、遅滞なく、その旨通知するものとする。</p> <p>7 参加金融機関は自らを窓口金融機関とする利用者になろうとする場合には、第1項の規定にかかわらず、当会社にその旨申込をしなければならない。この場合において、当会社は所定の審査を行う。</p>	<p>で利用契約を締結しないこととする場合には、申込者に対し、遅滞なく、その旨通知するものとする。</p> <p>7 参加金融機関は自らを窓口金融機関とする利用者になろうとする場合には、第1項の規定にかかわらず、当会社にその旨申込をしなければならない。この場合において、当会社は所定の審査を行う。</p>	
<p>第5章 電子記録通則</p> <p>第1節 総則</p> <p>(電子記録の請求制限等)</p> <p>第22条 利用者は、本章および次章で定めるところにより、当会社に対し、前条第1項第1号から第7号までに掲げる電子記録の請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、利用者は当該各号に定める電子記録に限り請求することができるものとする。</p> <p>一 債権者利用限定特約を締結している場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>二 保証利用限定特約を締結している場合であって第12条第3項第2号に規定する事業者に準ずる個人である場合 自らを電子記録保証人とする単独保証記録、支払等記録および変更記録</p> <p>三 保証利用限定特約を締結している場合であって保証人等である場合 支払等記録および変更記録</p> <p>四 利用契約の解約の申出をした場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>五 第16条第1項各号に掲げる事由に該当した場合(同項第2号に掲げる事由を除く。)その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>六 個人である利用者が死亡し、当該利用者の地位を承継した相続人等から第17条第2項に規定する届出がされた場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録お</p>	<p>第5章 電子記録通則</p> <p>第1節 総則</p> <p>(電子記録の請求制限等)</p> <p>第22条 利用者は、本章および次章で定めるところにより、当会社に対し、前条第1項第1号から第7号までに掲げる電子記録の請求をすることができる。ただし、次の各号に掲げる場合には、利用者は当該各号に定める電子記録に限り請求することができるものとする。</p> <p>一 債権者利用限定特約を締結している場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>二 保証利用限定特約を締結している場合であって第12条第3項第2号に規定する事業者に準ずる個人である場合 自らを電子記録保証人とする単独保証記録、支払等記録および変更記録</p> <p>三 保証利用限定特約を締結している場合であって保証人等である場合 支払等記録および変更記録</p> <p>四 利用契約の解約の申出をした場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>五 第16条第1項各号に掲げる事由に該当した場合(同項第2号に掲げる事由を除く。)その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>六 個人である利用者が死亡し、当該利用者の地位を承継した相続人等から第17条第2項に規定する届出がされた場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録お</p>	<p>・(規程第22条第1項第12号)でんさいライトにより記録請求する場合の制限について追加。</p>

<p>よび自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>七 会社更生法（平成14年法律第154号）にもとづく更生手続開始の決定がされた場合その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>八 債務者利用停止措置を受けた場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>九 業務規程細則で定めるところにより、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨申し出た場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>十 当社が利用者の窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>十一 利用契約において利用者が第30条第1項第9号および第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日の指定を行わない旨定めた場合 当該指定をしない電子記録</p> <p><u>十二 利用契約がでんさいライトの利用契約である場合 単独保証記録以外の電子記録</u></p> <p>2 利用者が前項ただし書に反して請求をしたことにより他の利用者、当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。</p>	<p>よび自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>七 会社更生法（平成14年法律第154号）にもとづく更生手続開始の決定がされた場合その他業務規程細則で定める事由に該当する場合 発生記録、譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>八 債務者利用停止措置を受けた場合 自らを債務者とする発生記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>九 業務規程細則で定めるところにより、自ら請求することのできる電子記録の範囲を制限する旨申し出た場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>十 当社が利用者の窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合 発生記録、自らを譲受人とする譲渡記録および自らを電子記録保証人とする単独保証記録以外の電子記録</p> <p>十一 利用契約において利用者が第30条第1項第9号および第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日の指定を行わない旨定めた場合 当該指定をしない電子記録</p> <p>2 利用者が前項ただし書に反して請求をしたことにより他の利用者、当社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。</p>	
<p>第2節 電子記録の請求方式等 （電子記録の請求）</p> <p>第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、<u>当社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、<u>当社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当社に提供してしなければならない。</p> <p>3 特定記録機関変更記録の請求は、次章および提携記録機関が定めるところに従って提携記録機関に対して行わなければならない。</p>	<p>第2節 電子記録の請求方式等 （電子記録の請求）</p> <p>第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当社に提供してしなければならない。</p> <p>3 特定記録機関変更記録の請求は、次章および提携記録機関が定めるところに従って提携記録機関に対して行わなければならない。</p>	<p>・（規程第23条第1項、第2項）でんさいライトを利用する場合について反映。</p>

<p>(当会社による電子記録および通知)</p> <p>第25条 当会社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、<u>当会社または窓口金融機関</u>が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について<u>当会社から直接または窓口金融機関を通じて業務規程細則</u>で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>(当会社による電子記録および通知)</p> <p>第25条 当会社は、第23条の電子記録の請求を受け付けた場合または官公署の嘱託がされた場合には、遅滞なく（利用者が第30条第1項第9号または第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日を指定した場合には、当該電子記録の日以後遅滞なく）、次章で定めるところにより記録原簿に記録する。</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）をした場合には、遅滞なく、<u>窓口金融機関</u>が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 当会社および窓口金融機関は、前項の通知を窓口金融機関が定める方法によりした場合には、当該通知の遅延または不達により利用者に生じた損害については、当会社または窓口金融機関に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>・（規程第25条第2項）でんさいライト利用の場合は当会社から利用者に対し直接通知することを反映。</p>
<p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い)</p> <p>第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録 三 譲渡保証記録</p> <p>2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日（電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己</p>	<p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い)</p> <p>第26条 次に掲げる電子記録の電子記録義務者は、当該電子記録の請求をする場合には、当会社に対し、自己の電子記録の請求に併せて当該電子記録の電子記録権利者の請求をしなければならない。</p> <p>一 発生記録 二 譲渡記録 三 譲渡保証記録</p> <p>2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日（電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日）まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。この場合において、電子記録権利者は、自己</p>	<p>・（規程第26条第4項）でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映。</p>

<p>の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。</p> <p>3 前項の期間において、第1項各号に掲げる電子記録に係る他の電子記録（第34条第1項各号に掲げる事項についての変更記録および訂正に係る電子記録を除く。）がされた場合には、前項の規定を適用しない。</p> <p>4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者（<u>利用契約がでんさいライトの利用契約ではない場合に限る。</u>）は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</p> <p>5 第1項各号に掲げる電子記録の請求をした電子記録義務者は、当該電子記録に係る電子記録権利者に対し、第2項に規定する変更記録の請求をする権限を付与する。</p> <p>6 電子記録権利者は、電子記録義務者が第1項の電子記録権利者の請求を復代理人にさせることに同意する。</p>	<p>の変更記録の請求に併せて当該変更記録の対象となる電子記録の電子記録義務者の請求をしなければならない。</p> <p>3 前項の期間において、第1項各号に掲げる電子記録に係る他の電子記録（第34条第1項各号に掲げる事項についての変更記録および訂正に係る電子記録を除く。）がされた場合には、前項の規定を適用しない。</p> <p>4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</p> <p>5 第1項各号に掲げる電子記録の請求をした電子記録義務者は、当該電子記録に係る電子記録権利者に対し、第2項に規定する変更記録の請求をする権限を付与する。</p> <p>6 電子記録権利者は、電子記録義務者が第1項の電子記録権利者の請求を復代理人にさせることに同意する。</p>	
<p>（債権者から双方請求する場合の取扱い）</p> <p>第27条 発生記録の電子記録権利者は、当該電子記録権利者および電子記録義務者の双方の窓口金融機関に対し、当会社が認めた場合であって、かつ当該電子記録権利者および当該電子記録義務者に対し、双方の窓口金融機関が認めた場合に限り、当会社に対し、当該発生記録の請求をすることができる。</p> <p>2 単独保証記録の電子記録権利者（<u>利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。</u>）は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。</p> <p>3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または窓口金融機関を通じて</u>電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者（<u>利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。</u>）は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することがで</p>	<p>（債権者から双方請求する場合の取扱い）</p> <p>第27条 発生記録の電子記録権利者は、当該電子記録権利者および電子記録義務者の双方の窓口金融機関に対し、当会社が認めた場合であって、かつ当該電子記録権利者および当該電子記録義務者に対し、双方の窓口金融機関が認めた場合に限り、当会社に対し、当該発生記録の請求をすることができる。</p> <p>2 単独保証記録の電子記録権利者は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。</p> <p>3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（規程第27条第2項）でんさいライト利用の場合、単独保証記録が実施不可であることを反映。 ・（規程第27条第3項前段）でんさいライト利用の場合、当会社から利用者に対し直接通知することを反映。

<p>きる。</p> <p>4 前項の通知を受けた電子記録義務者は、当社が当該通知を発した日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当社に対し、当該通知に係る電子記録の請求をすることができる。</p> <p>5 電子記録義務者が、当社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、<u>当社は、遅滞なく、当社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。</u></p>	<p>4 前項の通知を受けた電子記録義務者は、当社が当該通知を発した日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当社に対し、当該通知に係る電子記録の請求をすることができる。</p> <p>5 電子記録義務者が、当社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（規程第27条第3項後段）でんさいライト利用の場合、指定許可登録機能が利用不可であることを反映。 ・（規程第27条第5項後段）でんさいライト利用の場合、当社から利用者に対し直接通知することを反映。
<p>第3節 電子記録の請求に係る特則 （電子記録の請求の特則）</p> <p>第28条 利用者は、当社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当社に対し、当社が別途指定する方法により、第22条第1項第10号に定める電子記録に限り請求をすることができる。</p> <p>2 <u>でんさいライトの利用者は、災害またはシステム障害等のやむを得ない事情により、電子記録の請求ができない状態が継続した場合には、窓口金融機関が別途指定する方法により、窓口金融機関を通じて第22条第1項第12号に定める電子記録の請求をすることができる。</u></p> <p>3 当社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。</p> <p>4 当社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害に</p>	<p>第3節 電子記録の請求に係る特則 （電子記録の請求の特則）</p> <p>第28条 利用者は、当社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当社に対し、当社が別途指定する方法により、第22条第1項第10号に定める電子記録に限り請求をすることができる。</p> <p>2 当社は、利用者が前項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。</p> <p>3 当社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（規程第28条第2項）でんさいライトの障害時対応について追加。

<p>ついて、責任を負わない。</p>		
<p>第10章 電子記録の記録事項等の開示 (債権記録に記録されている事項の開示)</p> <p>第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、<u>当会社に対し、直接または窓口金融機関を通じて当会社に対し、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。</u></p> <p>一 債権者 次に掲げる事項</p> <p>① 法第87条第1項第1号に規定する事項</p> <p>② 利用者が開示に同意した記録事項</p> <p>二 債務者または電子記録保証人 次に掲げる事項</p> <p>① 法第87条第1項第2号に規定する事項</p> <p>② 利用者が開示に同意した記録事項</p> <p>三 債権記録に記録されている者であって、前二号に掲げる者以外の者 法第87条第1項第3号に規定する事項</p> <p>2 当会社は、前項に規定する請求がされた場合には、業務規程細則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、同項各号に定める事項について業務規程細則で定める事項を開示する。</p> <p>3 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第1項の請求をすることができる。</p>	<p>第10章 電子記録の記録事項等の開示 (債権記録に記録されている事項の開示)</p> <p>第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、窓口金融機関を通じて当会社に対し、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。</p> <p>一 債権者 次に掲げる事項</p> <p>① 法第87条第1項第1号に規定する事項</p> <p>② 利用者が開示に同意した記録事項</p> <p>二 債務者または電子記録保証人 次に掲げる事項</p> <p>① 法第87条第1項第2号に規定する事項</p> <p>② 利用者が開示に同意した記録事項</p> <p>三 債権記録に記録されている者であって、前二号に掲げる者以外の者 法第87条第1項第3号に規定する事項</p> <p>2 当会社は、前項に規定する請求がされた場合には、業務規程細則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、同項各号に定める事項について業務規程細則で定める事項を開示する。</p> <p>3 利用者は、当会社が窓口金融機関との間の業務委託契約を解除する場合または災害もしくはシステム障害等により窓口金融機関が参加金融機関業務を遂行することができない状態が継続した場合その他業務規程細則で定める場合には、当会社に対し、当会社が別途指定する方法により、第1項の請求をすることができる。</p>	<p>・(規程第57条第1項)でんさいライト利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書^の受付を行うことを反映。</p>
<p>第11章 手数料 (手数料)</p> <p>第61条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が定める手数料を支払わなければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、利用者は、次の各号に掲げる場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。</u></p>	<p>第11章 手数料 (手数料)</p> <p>第61条 利用者は、当会社の利用に当たって、窓口金融機関に対し、当該窓口金融機関が定める手数料を支払わなければならない。</p> <p>2 利用者は、第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項および第59条第3項の請求または照会をする場合には、当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなけれ</p>	<p>・(規程第61条第2項)でんさいライトを通じて当会社を利用する場合の手数料支払規定を追加</p>

<p>一 第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項および第59条第3項の請求または照会をする場合</p> <p>二 でんさいライトにより請求をする場合</p>	<p>ばならない。</p>	
<p>第13章 免責</p> <p>(免責)</p> <p>第64条 当会社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、その請求に関する書面または諸届出書類につき、偽造、変造、その他のいかなる事故があっても、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>2 窓口金融機関または当会社が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関または当会社に登録されたものと一致することを窓口金融機関または当会社所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>3 第19条その他業務規程等にもとづく利用者の届出がされなかった場合または届出の内容に誤りがあった場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社および参加金融機関は責任を負わない。</p> <p>4 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、当会社および参加金融機関は責任を負わない。</p> <p>5 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当会社が受信または送信した情報に誤謬、遅延、欠落等が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、法第11条に抵触しない限りにおいて、当会社および参加金融機関は責任を</p>	<p>第13章 免責</p> <p>(免責)</p> <p>第64条 当会社または窓口金融機関が請求に関する書面または諸届出書類に使用された印影または署名を窓口金融機関に届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合には、その請求に関する書面または諸届出書類につき、偽造、変造、その他のいかなる事故があっても、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>2 窓口金融機関が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関に登録されたものと一致することを窓口金融機関所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかったときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。</p> <p>3 第19条その他業務規程等にもとづく利用者の届出がされなかった場合または届出の内容に誤りがあった場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社および参加金融機関は責任を負わない。</p> <p>4 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、当会社および参加金融機関は責任を負わない。</p> <p>5 当会社および参加金融機関が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当会社が受信または送信した情報に誤謬、遅延、欠落等が生じた場合には、そのために利用者に生じた損害については、当会社または参加金融機関に故意または重大な過失があるときを除き、法第11条に抵触しない限りにおいて、当会社および参加金融機関は責任を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (規程第64条第2項) 利用者とのチャネル追加 (でんさいライト) を反映 ・ (規程第64条第8項) 項番号ずれに伴う改正

<p>負わない。</p> <p>6 当会社および参加金融機関は、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がされたことにより利用者の取引情報が漏えいした場合には、そのために利用者が生じた損害について責任を負わない。</p> <p>7 当会社は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、当会社もしくは参加金融機関の店舗における爆破、不法占拠、法令、当会社の責めに帰すことのできない行政官庁の処分または裁判所等公的機関の措置等の事由により参加金融機関または利用者が生じた損害について、責任を負わない。</p> <p>8 当会社は、第10条、第11条第<u>6</u>項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第<u>4</u>項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者が生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>6 当会社および参加金融機関は、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴、不正アクセス等がされたことにより利用者の取引情報が漏えいした場合には、そのために利用者が生じた損害について責任を負わない。</p> <p>7 当会社は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変、当会社もしくは参加金融機関の店舗における爆破、不法占拠、法令、当会社の責めに帰すことのできない行政官庁の処分または裁判所等公的機関の措置等の事由により参加金融機関または利用者が生じた損害について、責任を負わない。</p> <p>8 当会社は、第10条、第11条第5項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第3項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者が生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	
<p>第14章 雑則 (規定の効力)</p> <p>第65条 利用契約が解約または解除された後においても、第10条、第11条第<u>6</u>項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第<u>4</u>項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。</p>	<p>第14章 雑則 (規定の効力)</p> <p>第65条 利用契約が解約または解除された後においても、第10条、第11条第5項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第3項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者になお有効に適用される。</p>	<p>・(規程第65条) 項番号ずれに伴う改正</p>
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、西暦2013年2月4日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則(西暦2014年1月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、西暦2014年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則(西暦2017年4月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、西暦2017年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、西暦2013年2月4日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則(西暦2014年1月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、西暦2014年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附則(西暦2017年4月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、西暦2017年4月1日から施行する。</p>	<p>・(附則)改正の施行期日の追加</p>

<p>附則（西暦2019年7月8日改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。</p> <p><u>附則（西暦2024年11月18日改正）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この規程は、西暦2024年11月18日から施行する。</u></p>	<p>附則（西暦2019年7月8日改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。</p>	
---	---	--

業務規程細則新旧対照表

変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改定後	現行	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この細則において使用する用語は、電子記録債権法（平成19年法律第102号。以下「法」という。）および株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）が制定した業務規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 施行令 電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）をいう。</p> <p>二 施行規則 電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）をいう。</p> <p>三 規程 法第59条の規定により当社が定めた業務規程をいう。</p> <p>四 決済口座 参加金融機関が認めた債務者口座または債権者口座であって、利用者または利用者になろうとする者の名義であるものをいう。</p> <p>五 届出相続人 相続人等の代表者として規程第17条第2項の規定により届け出た相続人等をいう。</p> <p>六 債務者請求方式 規程第26条に規定する請求方式をいう。</p> <p>七 債権者請求方式 規程第27条に規定する請求方式をいう。</p> <p>八 <u>最新債権情報開示 電子記録の記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等（分割記録の予約後の記録番号および債権金額を含む）、債務者、債権者、電子記録保証人の情報を開示内容とする開示をいう。</u></p> <p>九 <u>全部開示 電子記録の記録事項のうち次に掲げる記録を除くすべての記録を開示内容とする開示をいう。</u></p> <p>① <u>直近の譲渡記録以外のすべての譲渡記録</u></p> <p>② <u>訂正および回復の記録</u></p> <p>③ <u>発生記録における特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨の記録</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この細則において使用する用語は、電子記録債権法（平成19年法律第102号。以下「法」という。）および株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）が制定した業務規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 施行令 電子記録債権法施行令（平成20年政令第325号）をいう。</p> <p>二 施行規則 電子記録債権法施行規則（平成20年内閣府・法務省令第4号）をいう。</p> <p>三 規程 法第59条の規定により当社が定めた業務規程をいう。</p> <p>四 決済口座 参加金融機関が認めた債務者口座または債権者口座であって、利用者または利用者になろうとする者の名義であるものをいう。</p> <p>五 届出相続人 相続人等の代表者として規程第17条第2項の規定により届け出た相続人等をいう。</p> <p>六 債務者請求方式 規程第26条に規定する請求方式をいう。</p> <p>七 債権者請求方式 規程第27条に規定する請求方式をいう。</p>	<p>・（細則第1条第8号および第9号）用語の追加</p>

<p>④ <u>業務規程細則に定める特定記録機関変更記録および変更後債権記録に対する変更記録</u></p>		
<p>第2章 当会社の業務等 (業務時間および営業日等)</p> <p>第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。 <u>ただし、でんさいライトによる電子記録の請求または開示に関する業務時間は、午前8時から午後7時までとする。</u></p> <p>2 規程第5条に規定する営業日は、銀行営業日とする。</p> <p>3 参加金融機関は、その判断により前二項の日時以外にも参加金融機関業務を行うことができる。</p> <p>4 参加金融機関は、前項の規定により参加金融機関業務を行う場合には、当該参加金融機関業務の内容および日時を公表しなければならない。</p>	<p>第2章 当会社の業務等 (業務時間および営業日等)</p> <p>第4条 規程第5条に規定する業務時間は、午前9時から午後3時までの時間とする。</p> <p>2 規程第5条に規定する営業日は、銀行営業日とする。</p> <p>3 参加金融機関は、その判断により前二項の日時以外にも参加金融機関業務を行うことができる。</p> <p>4 参加金融機関は、前項の規定により参加金融機関業務を行う場合には、当該参加金融機関業務の内容および日時を公表しなければならない。</p>	<p>・(細則第4条第1項ただし書)でんさいライトのサービス提供時間の追加</p>
<p>第3章 利用者 <u>(でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限)</u></p> <p>第6条の2 利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1利用契約ごとに単一の決済口座を定めなければならない。</p>	<p>第3章 利用者 <u>(新設)</u></p>	<p>・(細則第6条の2)でんさいライト利用の場合の決済口座に係る制限を反映。</p>
<p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 (発生記録の請求の方法等)</p> <p>第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>2 発生記録の請求は、規程第26条または規程第27条に定める方式によりしなければならない。</p> <p>3 当会社および窓口金融機関は、規程第30条第1項第3号、第4号および第6号に掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第3号および第4号に掲げる債権者の住所および債務者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第3条第3号に掲げる住所とする。</p>	<p>第5章 電子記録の請求および記録に関する事項 (発生記録の請求の方法等)</p> <p>第17条 規程第30条第1項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりなければならない。</p> <p>2 発生記録の請求は、規程第26条または規程第27条に定める方式によりしなければならない。</p> <p>3 当会社および窓口金融機関は、規程第30条第1項第3号、第4号および第6号に掲げる事項については、利用者登録事項として利用者データベースに記録されている事項が提供されたものとして取り扱うものとする。この場合において、同項第3号および第4号に掲げる債権者の住所および債務者の住所は、それぞれの者の利用者登録事項として第3条第3号に掲げる住所とする。</p>	<p>・(細則第17条第7項)でんさいライトにより請求する場合の債権金額の範囲を反映。</p>

<p>4 規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日は、発生記録の請求の日からその1か月後の応当日までの日でなければならない。</p> <p>5 発生記録の請求において、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、第33条または第34条の規定を適用する。</p> <p>6 規程第30条第1項第10号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債権者および債務者の利用者番号 二 債権者が法人である場合には、代表者の氏名 三 債務者が法人である場合には、代表者の氏名 <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>でんさいライトの利用者を債務者とする請求を行う場合は1円以上100万円以下、その他の場合は1円以上100億円未満とする。</u></p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日（発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合で、当社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日）を経過した日から10年後の応当日までの日とする。</p> <p>9 規程第30条第2項第7号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債権金額を日本円以外の通貨とする旨 二 支払方法を分割払いとする旨 三 保証記録をしないこととする旨 四 分割記録をしないこととする旨 五 利用者以外の者を債権者または債務者とする旨 六 その他でんさいネットシステムの運用に支障を生ずる事項 <p>10 規程第30条第3項第5号に規定する事項は、第6項第2号および第3号に掲げる事項とする。</p>	<p>4 規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日は、発生記録の請求の日からその1か月後の応当日までの日でなければならない。</p> <p>5 発生記録の請求において、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、第33条または第34条の規定を適用する。</p> <p>6 規程第30条第1項第10号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債権者および債務者の利用者番号 二 債権者が法人である場合には、代表者の氏名 三 債務者が法人である場合には、代表者の氏名 <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、1円以上100億円未満とする。</p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日（発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合で、当社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日）を経過した日から10年後の応当日までの日とする。</p> <p>9 規程第30条第2項第7号に規定する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 債権金額を日本円以外の通貨とする旨 二 支払方法を分割払いとする旨 三 保証記録をしないこととする旨 四 分割記録をしないこととする旨 五 利用者以外の者を債権者または債務者とする旨 六 その他でんさいネットシステムの運用に支障を生ずる事項 <p>10 規程第30条第3項第5号に規定する事項は、第6項第2号および第3号に掲げる事項とする。</p>	
<p>(変更記録の請求の方法等)</p> <p>第23条 規程第33条第3項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p>	<p>(変更記録の請求の方法等)</p> <p>第23条 規程第33条第3項に規定する変更記録の請求は、この条に規定するところによりなければならない。</p>	<p>・(細則第23条第4項、第5項)でんさいライトを利</p>

<p>2 当社は、支払期日の6銀行営業日前（次項に定める方式で請求する場合には2銀行営業日前）の日から、次に掲げる事項についての前項の請求を受け付けない。</p> <p>一 債権金額</p> <p>二 支払期日</p> <p>三 規程第30条第1項第8号に掲げる事項</p> <p>四 発生記録（発生記録に伴う信託の電子記録がされている場合には、発生記録および信託の電子記録）を削除する旨</p> <p>3 第1項の請求は、変更記録について利害関係を有する利用者の代表者が、利害関係を有する他の利用者の請求書および当該請求書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書のすべて（以下「請求書等」という。）を取りまとめたうえで自らの窓口金融機関を通じて当会社に提出してしなければならない。この場合において、当該請求は、当社が窓口金融機関から請求書等を受領した時に、その効力を生ずる。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方が<u>当社または</u>それぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、<u>当社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p>	<p>2 当社は、支払期日の6銀行営業日前（次項に定める方式で請求する場合には2銀行営業日前）の日から、次に掲げる事項についての前項の請求を受け付けない。</p> <p>一 債権金額</p> <p>二 支払期日</p> <p>三 規程第30条第1項第8号に掲げる事項</p> <p>四 発生記録（発生記録に伴う信託の電子記録がされている場合には、発生記録および信託の電子記録）を削除する旨</p> <p>3 第1項の請求は、変更記録について利害関係を有する利用者の代表者が、利害関係を有する他の利用者の請求書および当該請求書に押印された印鑑（窓口金融機関に事前に届出がされたものを除く。）に係る印鑑証明書のすべて（以下「請求書等」という。）を取りまとめたうえで自らの窓口金融機関を通じて当会社に提出してなければならない。この場合において、当該請求は、当社が窓口金融機関から請求書等を受領した時に、その効力を生ずる。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者（信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者）または債務者の双方がそれぞれの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。</p> <p>5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p>	<p>用する場合について反映。</p>
<p>（債務者請求方式における請求の予約）</p> <p>第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の<u>利用契約</u>に応じて当社から直接または窓口金融機関を通じ</p>	<p>（債務者請求方式における請求の予約）</p> <p>第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者</p>	<p>・（細則第33条第1項）でんさいライイト利用の場合、当社から通知を行うことを反映。</p>

<p>て当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。</p> <p>一 発生記録</p> <p>二 譲渡記録</p> <p>2 前項の請求をした電子記録義務者および同項の通知を受けた電子記録権利者は、次に掲げる場合を除き、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。</p> <p>一 発生記録の請求の予約に係る電子記録権利者により譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該発生記録の請求の予約を取り消す場合</p> <p>二 譲渡保証記録と併せてする譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該譲渡記録の請求の予約のみを取り消す場合</p> <p>3 当社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 第1項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第25条の規定に従う。</p> <p>5 当社は、第1項の請求の予約をした電子記録義務者または同項の通知を受けた電子記録権利者が、指定された電子記録の日において、規程第22条第1項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第2項の期間内であっても、第1項の請求の予約が取り消されたものとして取り扱うものとする。</p>	<p>に通知する。</p> <p>一 発生記録</p> <p>二 譲渡記録</p> <p>2 前項の請求をした電子記録義務者および同項の通知を受けた電子記録権利者は、次に掲げる場合を除き、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。</p> <p>一 発生記録の請求の予約に係る電子記録権利者により譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該発生記録の請求の予約を取り消す場合</p> <p>二 譲渡保証記録と併せてする譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該譲渡記録の請求の予約のみを取り消す場合</p> <p>3 当社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 第1項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第25条の規定に従う。</p> <p>5 当社は、第1項の請求の予約をした電子記録義務者または同項の通知を受けた電子記録権利者が、指定された電子記録の日において、規程第22条第1項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第2項の期間内であっても、第1項の請求の予約が取り消されたものとして取り扱うものとする。</p>	<p>・（細則第33条第3項）同上</p>
<p>（債権者請求方式における請求の予約）</p> <p>第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。</p> <p>2 前項の請求をした電子記録権利者は、同項の請求において指定された電子記録の日</p>	<p>（債権者請求方式における請求の予約）</p> <p>第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。</p> <p>2 前項の請求をした電子記録権利者は、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合に</p>	<p>・（細則第34条第1項）同上</p> <p>・（細則第34条第3項）同上</p> <p>・（細則第34条第5項）同上</p>

<p>の前日（窓口金融機関と利用者の間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。ただし、同項の通知を受けた電子記録義務者が、当該期間内に指定された電子記録の日に当該通知に係る発生記録を請求する旨通知した場合もしくは請求しない旨を通知した場合には、この限りでない。</p> <p>3 当社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 第1項の通知を受けた電子記録義務者は、同項の請求において指定された電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該通知に係る発生記録の請求をすることができる。</p> <p>5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当社は、遅滞なく、<u>利用契約</u>に応じて当会社から直接または窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。</p> <p>6 第1項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第25条の規定に従う。</p> <p>7 当社は、第1項の請求をした電子記録権利者または同項の通知を受けた電子記録義務者が、指定された電子記録の日において、規程第22条第1項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第2項の期間内であっても、第1項の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。</p>	<p>はその日）まで、当該請求を取り消すことができる。ただし、同項の通知を受けた電子記録義務者が、当該期間内に指定された電子記録の日に当該通知に係る発生記録を請求する旨通知した場合もしくは請求しない旨を通知した場合には、この限りでない。</p> <p>3 当社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。</p> <p>4 第1項の通知を受けた電子記録義務者は、同項の請求において指定された電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該通知に係る発生記録の請求をすることができる。</p> <p>5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当社は、遅滞なく、窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。</p> <p>6 第1項に規定する通知をする利用者および通知の内容は、規程第25条の規定に従う。</p> <p>7 当社は、第1項の請求をした電子記録権利者または同項の通知を受けた電子記録義務者が、指定された電子記録の日において、規程第22条第1項ただし書の規定により、当該請求をすることができなくなった場合には、第2項の期間内であっても、第1項の請求が取り消されたものとして取り扱うものとする。</p>	
<p>第9章 電子記録の記録事項等の開示 （債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等）</p> <p>第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。</p> <p>一 通常開示 <u>次に掲げる方法</u></p>	<p>第9章 電子記録の記録事項等の開示 （債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等）</p> <p>第56条 規程第57条第1項に規定する開示の請求は、この条に規定するところによりなければならない。</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でなければならない。</p> <p>一 通常開示 窓口金融機関が定める方法</p>	<p>・（細則第56条） でんさいライト利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示お</p>

<p>① <u>最新債権情報開示</u> <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>② <u>全部開示</u> <u>窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</p> <p>三 残高の開示 次に掲げる方法</p> <p>① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法</p> <p>② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</u></p> <p>③ 定期的な基準日を指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</u></p> <p>3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。</u></p> <p>一 開示の請求をする者の情報</p> <p>二 開示を請求するでんさいを特定するための情報</p> <p>三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>4 第2項第2号に掲げる特例開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当会社は、当該請求をした者に対し、規程第58条第1項または第2項に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。</p> <p>一 開示の請求をする者の情報</p> <p>二 開示を請求するでんさいを特定するための情報</p> <p>三 請求の原因となる事実に係る情報</p> <p>5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社対</p>	<p>二 特例開示 窓口金融機関を通じて書面を当会社に提出する方法</p> <p>三 残高の開示 次に掲げる方法</p> <p>① 請求日より前の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、当会社所定の書面を当会社に提出する方法</p> <p>② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</p> <p>③ 定期的な基準日を指定する場合 窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</p> <p>3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者でなければすることができない。この場合において、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <p>一 開示の請求をする者の情報</p> <p>二 開示を請求するでんさいを特定するための情報</p> <p>三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>4 第2項第2号に掲げる特例開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。この場合において、当会社は、当該請求をした者に対し、規程第58条第1項または第2項に規定する事実に係る資料の提出を求めることができる。</p> <p>一 開示の請求をする者の情報</p> <p>二 開示を請求するでんさいを特定するための情報</p> <p>三 請求の原因となる事実に係る情報</p> <p>5 第2項第3号①に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関を通じて当会社に対し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。</p> <p>一 残高の基準日</p> <p>二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報</p> <p>三 その他当会社が定める事項</p> <p>6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</p>	<p>よび定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映。</p>
--	--	----------------------------------

し、次に掲げる情報を記載した書面を提出してしなければならない。

一 残高の基準日

二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報

三 その他当社が定める事項

6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当社に対し、それ以外の場合は窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。

一 残高の基準日

二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報

三 その他窓口金融機関が定める情報

7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。

一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項

① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨、電子記録の訂正または回復の年月日、規程第58条第1項に定める事項、特定記録機関変更記録の記録事項および第32条の3に定める変更記録の記録事項を除く。

② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項

③ 特定記録機関変更記録がされている場合、別表2に規定する事項。ただし、別表2に規定する特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。

二 第2項第2号に掲げる特例開示 次に掲げる事項

① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項

② 特定記録機関変更記録がされている場合、別表2に規定する事項

三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表3に規定する事項

8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。

一 残高の基準日

二 残高の開示を請求する利用契約を特定するための情報

三 その他窓口金融機関が定める情報

7 規程第57条第2項に規定する事項は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて当該各号に定める事項を開示するものとする。

一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる事項

① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項第1号または第2号に定める事項。ただし、特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨、電子記録の訂正または回復の年月日、規程第58条第1項に定める事項、特定記録機関変更記録の記録事項および第32条の3に定める変更記録の記録事項を除く。

② 開示する債権記録のうち、別表1に規定する事項

③ 特定記録機関変更記録がされている場合、別表2に規定する事項。ただし、別表2に規定する特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。

二 第2項第2号に掲げる特例開示 次に掲げる事項

① 開示する債権記録のうち、規程第57条第1項各号に定める事項

② 特定記録機関変更記録がされている場合、別表2に規定する事項

三 第2項第3号に掲げる残高の開示 開示請求の対象である利用契約にもとづいてされた債権記録（債務者を支払等をした者とする支払等記録がされていないでんさいに係るものに限る。）のうち、別表3に規定する事項

8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。

一 第2項第1号に掲げる通常開示 窓口金融機関が定める方法

二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法

三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当社が定める方法

9 第7項第1号③および同項第2号②に掲げる事項については、発生記録の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を表示して開示する。

<p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 <u>次に掲げる方法</u></p> <p>① <u>最新債権情報開示 でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトのウェブ画面に表示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>② <u>全部開示 窓口金融機関が定める方法</u></p> <p>二 第2項第2号に掲げる特例開示 窓口金融機関を通じて書面を提供する方法</p> <p>三 第2項第3号に掲げる残高の開示 当社が定める方法</p> <p>9 第7項第1号③および同項第2号②に掲げる事項については、発生記録の開示と同じ様式を用いて、電子記録名として発生記録という文字を表示して開示する。</p>		
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2013年2月4日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2014年1月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2014年2月24日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2016年4月18日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2016年4月18日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2017年4月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2017年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2019年7月8日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2023年1月10日改正)</p>	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2013年2月4日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2014年1月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2014年2月24日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2016年4月18日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2016年4月18日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2017年4月1日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2017年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2019年7月8日改正)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">附則(西暦2023年1月10日改正)</p>	<p>・(附則)改正の施行期日の追加</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則（西暦2024年11月18日改正）</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この細則は、西暦2024年11月18日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。</p>	
---	--	--